令和４年度　重度心身障害者タクシー利用補助券等　申請のながれ

◎「重度心身障害者及び村長が認める者」に限り、
タクシー利用補助券または給油補助券のどちらかを選択して申請することができます。

高齢者　かつ　重度心身障害者

重度心身障害者及び村長が認める者

①高齢者区分で申請するか、
重度心身障害者区分で申請するか選択します。

※重度心身障害者
身体障害者手帳1・2級（視覚1・2級、聴覚2・3級）、
療育手帳Ａ１、精神保健福祉手帳１級　を所持する者

【高齢者区分で申請する場合】

タクシー利用補助券等交付申請書
（高齢区分）を記入します。

【重度心身障害者区分で申請する場合】

②タクシー利用補助券と給油補助券の
どちらを受け取るか選択します。

【給油補助券を受け取る場合】

タクシー利用補助券等交付申請書の
『給油補助券』にチェックします。

区分・居住地区に応じて、
タクシー利用補助券を交付します。
（従来と同じ）

【タクシー利用補助券を受け取る場合】

タクシー利用補助券等交付申請書
（障害区分）を記入します。

居住地区に応じて、
給油補助券を交付します。

タクシー利用補助券（※高齢区分①の場合）

【Ａ地区】	（阿島・小川・伊久間等）	20,000円／年
【Ｂ地区】	（富田・大和知）	55,000円／年
【Ｃ地区】	（氏乗・加々須）	65,000円／年
【Ｄ地区】	（大島）	80,000円／年

給油補助券

【Ａ地区】	（阿島・小川・伊久間等）	4,000円／年
【Ｂ地区】	（富田・大和知）	9,000円／年
【Ｃ地区】	（氏乗・加々須）	12,000円／年
【Ｄ地区】	（大島）	14,000円／年